

国空国第791号

国空事第219号

平成21年6月12日

成田国際空港及び関西国際空港に

定期便を乗り入れている

航空運送事業者 殿

国土交通省航空局監理部

国際航空課長

航空事業課長

成田国際空港及び関西国際空港におけるU/Lルール適用の
一時停止について（通知）

標記について、本邦社を含む世界の航空会社は、昨年末からの経済危機による需要の落ち込みに新型インフルエンザによる旅行の手控えが追い討ちをかけ、例えば、成田国際空港発着路線においては、搭乗率が40%未満の航空機が本年5月には16%を占めるなど、需要が著しく落ち込んでいる状況である。

こうした中で、成田国際空港及び関西国際空港において、「混雑国際空港におけるスロットの有効活用について」（平成9年6月30日付け空国第93号）に基づき適用しているU/Lルールを継続した場合には、航空会社は自社のスロット維持のため搭乗率の低い便の運航継続により収益の更なる悪化を余儀なくされるほか、効率の悪い運航による地球環境への悪影響も懸念される。

経済危機や新型インフルエンザによる需要の低迷は、不可抗力によるものであるため、空港会社の主な収入源である空港使用料収入への影響も十分踏まえつつ、2009年夏ダイヤの全期間（本年3月29日～10月24日）、全路線を対象に、成田国際空港及び関西国際空港におけるU/Lルールの適用を一時停止することとし、下記のとおり措置する。

記

- 1 .U / Lルール適用を一時停止する期間は、2009年夏ダイヤの期間(約7ヶ月間)とする。具体的には、2009年夏ダイヤ当初(本年3月29日時点)において配分されたスロットについては、当該時点で認可を受けていた事業計画どおりに運航が行われたものとみなし、その後、減便・運休を行った場合でもU / Lルールを適用せず、2010年夏ダイヤにおけるスケジュール調整においてヒストリック優先権があるものとして取り扱う。
- 2 .当該減便等の計画については、原則として、減便等を行う日の2月前の末日までに、国際線発着調整事務局に申し出なければならない。ただし、直前まで運航の有無が決定しない等の特段の事情がある場合には、決定次第、遅滞なく、空港事務所に申し出ることとする。
- 3 .減便等により生じた空きスロットについては、国際チャーター便等により有効活用を図り、空港会社の収益の確保に資する(国際チャーター便等のためのスロット調整については、通常通り空港事務所において実施)。ただし、当該空きスロット利用については、ヒストリック優先権を生じさせない。
- 4 .国際チャーター便による空きスロット利用促進のため、当該期間における成田国際空港及び関西国際空港発着の国際チャーター便(我が国に定期便を運航中の航空会社によるものに限る。)に係る行政手続については、通常、運航10日前までに義務付けられている申請を、特別に運航5日前まで受け付けることとする。
- 5 .2009年冬ダイヤへの本措置の延長は原則として行わないこととし、経済情勢の更なる悪化や新型インフルエンザの流行拡大等、現時点で予測し得ない事態が発生した場合に限り、改めてその要否について慎重に検討することとする。